第二千二百八十九号

平成十六年 (月曜日) 二月十六日

右 道路の位置の指定..... 土地改良事業の工事の完了.. 土地改良区の役員の退任 大規模小売店舗の廃止の届出. 大規模小売店舗の変更の届出. 道路の供用の開始. 道路の区域の変更 土地収用法による事業の認定. 保安林の指定解除予定. 保安林の指定予定..... 出 公 告 目 同 先機 関 告 示 次 (整備事務所) (北地方農林) (経営振興課) ... 林 事農三 林戸 務水地 同 同 理 同同同 政 路 課 : 所産方 課 : : = : : : : : : Ħ. 六 ベ 六 =Ξ 青森県告示第八十八号

青森県告示第八十七号

|百四十九号) 第三十条の二第

一項の規定により告示する。

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法

(昭和二十六年法律第

平成十六年二月十六日

保安林指定の目的 保安林予定森林の所在場所 青森市大字新城字平岡一四の一

(次の図に示す部分に限る。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

指定施業要件

水源のかん養

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は、定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

り告示する。 通知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

平成十六年二月十六日

青森県知事 Ξ 村

申 吾

三戸郡三戸町大字泉山字船場ノ上七六の三 解除予定保安林の所在場所

示

保安林として指定された目的

Ξ

土砂の流出の防備

Ξ

保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第八十九号

り告示する。 通知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

平成十六年二月十六日

解除予定保安林の所在場所

青森県知事 Ξ 村 申

吾

三戸郡南部町大字沖田面字梨子木八四の二 (次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

水源のかん養

県

報

保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

森

青

え置いて縦覧に供する。

「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備

青森県告示第九十号

り告示する。 通知があったので、 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ

平成十六年二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の一二〇、一一の二二二

保安林として指定された目的

水源のかん養

青森県告示第九十一号

定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示す 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。) 第二十条の規

శ్ఠ

平成十六年二月十六日

起業者の名称

天間林村

事業の種類

天間林村農産物集出荷貯蔵施設建設事業

Ξ 起業地

収用の部分

青森県上北郡天間林村大字天間舘字森ノ上地内

使用の部分

2

なし

兀 事業の認定をした理由

法第二十条第一号の要件

置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に と向上に寄与するものであり、法第三条第三十二号の「国又は地方公共団体が設 の品質を保ち消費者に高品質な製品を安定供給し、もって同村の農業経済の安定 本件事業は、農業を基幹産業とする上北郡天間林村の主要作物であるにんにく

該当する事業と認められる。

2 法第二十条第二号の要件 このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

起業者は、事業遂行について既に財源措置を講じていることから、充分な意思

と能力を有していると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

青森県知事

Ξ 村 申

吾

ことがた別木寸は、農業3 法第二十条第三号の要件

は、冷害に強い転作作物として同村における主要な作物となっている。ため気温が低く、冬期は北西の季節風が吹く内陸型の豪雪地帯であり、にんにく上北郡天間林村は、農業を基幹産業としているが、夏期は偏東風 (ヤマセ) の

行により得られる利益は極めて大きいと認められる。得が向上し、村の基幹産業である農業経営の安定に寄与するなど、本件事業の施の産地間等において競争力のある農業経営が展開されることで生産農家の農業所を図るためのもので、これによりにんにくの産地としての地位が確保され、国内本件事業は、高品質のにんにくを長期保存し、消費者に一年を通じて安定供給

性も低いなど、失われる利益は軽微であると認められる。 整備され、施設への経路に学校等がなく住宅も少ないことから交通安全上の危険多いため日照阻害の影響は軽微であり、また、交通安全の面については、歩道がは、周辺の土地利用が主として主要農業施設が立地する農地地域で比較的空地が考えられるが、騒音については、防音対策により対応可能であり、日陰について施設による日陰、農繁期の搬出入車両による交通安全面等の周辺環境への影響が施設による日陰、農繁期の搬出入車両による交通安全面等の周辺環境への影響が施設による日陰、農繁期の搬出入車両による交通安全面等の周辺環境への影響が施設による日陰、農繁期の搬出入車両による交通安全面等の周辺環境への影響が

ると認められる。周辺環境に与える影響も軽微であるなど総合的に判断して三案中で最も優れているが、本件事業の起業地は、機能面及び経済性において共に優れており、また、施設建設の経済性、周辺環境への影響の観点から、三箇所の候補地を検討してい施設建設の経済性、周辺環境への影響の観点から、三箇所の候補地を検討していまた、本件起業地の選定にあたり、他の関連施設との機能的な管理運営、当該

した結果、得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件以上のとおり、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較考量

本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。事業の起業地は他の候補地と比較して総合的に優れていると認められることから、

4 法第二十条第四号の要件

が含まれておらず、収用の手段を講じることに合理性が認められる。最小限のものであると認められ、さらに、起業地に一時的な利用に供される部分また、本件事業に係る起業地の範囲は、その目的を実現するために必要とする

れる。以上のことから、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断以上のことから、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

五

天間林村役場

青森県告示第九十二号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月十五日まで青森県県土整備部

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

	1	番図号面
Ę		種道路 類の
一	 広 追	路線名
西津軽郡木造町字早田一の八まで	西津軽郡木造町大字蓮花田字駒ケ宿一三九の一から	変更の区間
後	前	前変 後更 別の
後 ーー・四〇メートルまで	前三一・二〇メートルまで	前後別敷地の幅員
一一・四〇メートルま	三一・二〇メートルま	敷地の幅

	5				4						3			2	2
	県				国						県				E
	道				道						道			jį	i
	八戸三沢線				四 五 四 号					終	恭 石 停 車 場 場			- (- -	- - -
八戸市大字尻内町字熊ノ沢二〇の一五まで	八戸市大字尻内町字熊ノ沢一七の一から	八戸市大字尻内町字根岸山添一三の一四まで八戸市大字尻内町字根岸山添一三の二九から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽四〇まで	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	まで 三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽国有林一〇一林班は「小班三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四まで	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の八三まで三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の八三から	小班まで西津軽郡鰺ケ沢町大字小森町字矢倉山国有林四八林班ら「西津軽郡鰺ケ沢町大字深谷町字黒森四五から	西津軽郡鰺ケ沢町大字小森町字恩愛沢一六の三まで	西津軽郡鰺ケ沢町大字深谷町字黒森四五から	西津軽郡鰺ケ沢町大字深谷町字黒森四五まで	西津軽郡鰺ケ沢町大字深谷町字黒森一五二の二から	西津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜二四八の三まで	西津軽郡岩崎村大字松神字上浜松九二の一二から
後	前	前	後	前	前	後	前	前	後	後	前	後	前	後	前
一三・五〇メートルまで	二三・〇〇メートルまで	一一・五〇メートルまで六・七〇メートルから	六五・○○メートルまで	六五・○○メートルまで	一八・五〇メートルまで六・五〇メートルから	五四・五〇メートルまで一四・五〇メートルから	五四・五〇メートルまで	七・五〇メートルまで	- 一三・〇〇メートルまで	六・五○メートルまで	六・五○メートルまで二・○○メートルから	三三・五〇メートルまで	三二・四〇メートルまで	二六・一〇メートルまで	二〇・八〇メートルまで
一〇九・五〇メートル	一〇九・五〇メートル	一〇九・五〇メートル	二四五・〇〇メートル	二四五・〇〇メートル	ニー九・〇〇メートル	一四一・〇〇メートル	一四一・〇〇メートル	ハー・五〇メートル	二、八八〇・〇〇メートル	一、九二八・〇〇メートル	一、九二八・〇〇メートル	二八五・五〇メートル	三一〇・〇〇メートル	一四一・五〇メートル	一四一・五〇メートル

一国 〇道

路

青森県告示第九十三号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月十五日まで青森県県土整備部

平成十六年二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

二 号	線	
J	名	
で津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜二四八の三まから	供用開始の区間	
平成 六 六	の供 期開 日始	

告

公

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十六年二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

イオン下田ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

上北郡下田町字中野平四〇の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 下田タウン株式会社

> 代表取締役社長 上北郡下田町字中下田一三五の二

横田稔弘

Ξ 変更しようとする事項

X

分

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更

る
事項

に営設舗小大 関方のの売規 す法運施店模

間でうばい施荷 帯きこきて設さ るとを荷にば 時が行さおき G] [荷さばき施設

まで 午前六時から午後八時 Ą

Bl 語説

学董 ⇒成

Ŧi.

「G荷さばき施設 に対している。 まで 午前六時から午後十時 C { Ą

届出年月日

兀

五 平成十六年二月四日 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

2 期間

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

平成十六年二月十六日から同年六月十六日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十六年六月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3

記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

(6)

模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定による大規

平成十六年二月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

監

区役

デンコードー 青森サンハイツ 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市桂木四丁目八の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

報

代表取締役 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇 井上元延

県

森

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

	廃
三五平方メート	止
ル	前
○平方メー	廃
ートル	止
	後

青

兀 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十六年二月二日

届出年月日

五

平成十六年一月三十一日

出 先 機 闃

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

田

子町土地改良区から、 定により公告する。 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成十六年二月十六日

三戸地方農林水産事務所長

田

中

正

之

	川員別の
事	別の
日沢	氏
孝夫	名
三戸郡田子町大字山口字山口一五の四	住
五の四	所
平成六 一宝	退任の年月日

土地改良事業の工事の完了

二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。 戸沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和

平成十六年二月十六日

北地方農林水産事務所長

斉

藤

剛

県営土地改良事業の名称

担い手育成基盤整備 (緊急農地集積は場整備) 事業

_ 工事完了年月日

平成十五年十二月二十六日

十和田県土整備事務所告示第三号

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、 十和田県土整備事務所及び 月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。

平成十六年二月十六日

十和田県土整備事務所長 清 藤

栄

九〇メート 六・〇〇メートル
幅

東 奥印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)